|  |
| --- |
| **教育分野** |

※ガイドラインにおける「学校」は、私立学校を想定しています。

（行政機関である国公立学校の対応は、教育委員会等における職員対応要領にて定めています。）

**１　不当な差別的取扱い**

障がいを理由として、正当な理由なく、教育の機会の提供を拒み、もしくは制限し、またはこれらに条件をつけることなどは、不当な差別的取扱いにあたります。

　例えば、

* 学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、窓口対応を拒否し、または対応の順番を後回しにする。
* 資料の送付、パンフレットの提供、説明会やシンポジウムへの出席等を拒む。
* 社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等を利用させない。
* 学校への入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒む。

といったものが挙げられます。

|  |
| --- |
| **不当な差別的取扱いとなりうる具体的な事例** |
| 障がいのある生徒の受験を拒否する。もしくは拒否しない代わりとして、正当な理由のない条件を付ける。 |
| 障がいの特性に応じた代替案の検討等の配慮も無く、障がいのある生徒の体育や実習科目への参加を拒否する。 |
| 学校行事や授業への参加に、保護者の付添いを条件とする。 |
| 試験等において、合理的配慮として時間を延長したことを理由に、その試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりする。 |
| 正当な理由なく、障がいがあることを理由として入学を認めない。 |
| 要介助の生徒の入学にあたって、保護者や専任の介助者が支援を担うことを条件とする。 |
| 病弱・身体虚弱のある生徒に対し、課題提出期限の延長という合理的配慮を行ったことを理由に、成績の評価対象から外したり、評価に差をつけたりする。 |

※上記の事例は、あくまでも例示で、これらに限定されたものではありません。また、客観的に見て、正当な理由が存在する場合は、不当な差別的取扱いに該当しないものがあると考えられます。

**２　合理的配慮**

　障がいのある人が教育を受ける場面で、何らかの配慮を求める意思の表明があったときは、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を提供することが求められます。

例えば、

* 聴覚過敏の生徒のために、机やいすの脚に緩衝材をつけて教室の雑音を軽減する。
* 支援員等の教室への同伴や、授業でのノートテイクやパソコン入力支援等を許可する。
* 意思疎通のために、手話や要約筆記のほか、絵や写真カード、タブレット型端末等を活用する。
* 入学試験において、別室受験、時間延長、読み上げ機能等の使用を許可する。

といったものが挙げられます。

|  |
| --- |
| **望ましい合理的配慮の具体的な事例** |
| ● 主に物理的環境の配慮に関すること |
| 試験中にバリアフリー化されたトイレを利用したいという申出に対し、バリアフリー化されたトイレに近い部屋を試験会場とするとともに、座席についても部屋の出入り口近くを割り当てる。 |
| 修学旅行において、移動時間や休憩場所、ホテルの部屋割りなどを検討する。 |
| 授業中に情緒不安定になる生徒に対し、落ち着くまで静かに休む場所を用意し、その場所で休むことができるようにする。 |
| 車いすを利用している家族に対し、運動会等の見学の際に、車いすでも見学しやすいスペースを別途設ける。 |
| 学校では仰向け姿勢や後傾椅子座位でいることが多いため、天井灯の光で眩しい、といった申出に対し、天井灯の手前に布を広げて吊るし、直接光が目に入らないようにする。 |
| 障がいの状況に応じた校内の案内表示等の工夫（文字の大きさや表示色、段差等のめじるし、音声案内等）を行い、移動時の安全を確保する。 |
| 周りの刺激に敏感で集中し続けることができない生徒に対し、仕切りのある机を用意したり、別室でテストを受けられるようにしたりする。 |
| 医療的ケアが必要な生徒に対し、衛生的かつ給湯設備のある個別の部屋を確保する。 |
| 聴覚が敏感な生徒に対し、ノイズを除去することを目的にいすの脚に緩衝材をつける。 |
| 病弱・身体虚弱のある生徒に対し、授業の録音、板書の写真撮影等支援機器使用、テレビ会議システム等を利用した授業参加等の支援を行う。 |
| ● 主に意思疎通の配慮に関すること |
| 黒板に白色と黄色以外のチョークで書かれると識別しにくい、という色覚特性のある生徒に対し、傍線や囲みの色に因らない強調のしかたなどで、黒板の書き方を工夫する。 |
| 弱視で小さな文字が見えにくい生徒に対し、拡大文字で試験用紙などを作成し、また拡大鏡などの補助具を使用できることとする。 |
| 聴覚障がいのある生徒に対し、手話や指文字を用いるほか、タブレット型のICT機器を活用した音声情報の視覚化ソフトウェアの活用により情報保障を行う。併せて、大きく口を開いてゆっくり話してその動きでできるだけ理解できるようにする。 |
| 出席点呼を聴き取れない生徒に対し、手話や指文字のほか、視覚的な情報を加えて伝える。 |
| 学習活動の内容や流れを理解することが難しく、何をやるのか、いつ終わるのかがわからないと不安定になる生徒に対し、本人の理解度に合わせて、実物や写真、シンボルや絵などで活動の予定を示す。 |
| 教員の話を聞いて想像することが苦手で、内容を理解することが難しい生徒に対し、絵や写真、図、実物などを見せることで、授業内容や活動予定を理解しやすいよう配慮する。 |
| 板書のキーワードのカードを作成し、ポイントを分かりやすく示したうえで説明する。 |
| 発達障がい等の特性に応じて、授業の流れを示す、準備のタイミングを明示するなど、わかりやすい授業の工夫や支援を行う。 |
| 卒業式で証書授与する際、どこで立ち止まり、どこを歩くのか理解することが難しい生徒に対し、会場の床に足形やテープなどを用いて動線や止まる場所を示すことで、理解しやすいようにする。 |
| 先を見通すことが苦手で、初めての活動に対して不安になる生徒に対し、活動を始める前に、これからの活動内容や手順について説明し、安心して取り組めるようにする。 |
| 聞こえにくさのある生徒に対し、外国語のヒアリングなどの際に、文字による代替問題を用意したり、音質や音量を調整したりする。 |
| 学校生活全般において、適切な対人関係の形成に困難がある生徒のために、学習活動などにおいてグループを編成するときには、内容を事前に伝えて事前学習をしたり、場合によって活動内容の軽減を図ったりする。 |
| 障がい特性のために、話し合いや発表などの場面において、意思を伝えることに時間を要する場合があることを考慮して、時間を十分に確保したり個別に対応したりする。 |
| 聴覚障がいのある生徒に対し、教員などの話者が見えやすい位置に座席を設定するとともに、生徒との位置関係に気を付ける。また、日差しで情報が見えなくならないようカーテン等を設置する。 |
| 教員の話を聞きながら、板書やメモをとることが苦手な生徒に対し、書く・聞く等の作業を分割する。 |
| 複数の指示を一度で理解することが苦手な生徒に対し、指示を一つずつ伝えたり、指示内容を図や数字で示したりする。 |
| 予定の把握や変更が難しい生徒に対し、１日の予定を教室内の見える場所に提示したり、予定変更の際には個別に声掛けしたりする。 |
| ● 主にルール・慣行の柔軟な変更に関すること |
| 難聴があるため、授業を聞くこととノートを書くことの両立が難しい生徒に対し、黒板の撮影を認める。 |
| 障がいの特性を考慮して、前の席や明るい席等を設定する。また、照明器具や拡大鏡等の使用に対応する。 |
| 学習の評価にあたって、障がいの状況をふまえた評価方法を検討し、生徒の学習の過程や成果等を適切に評価する。 |
| 肢体不自由のある生徒に対し、移動に時間を要したために生じた遅刻は出席と認めることのほか、移動時間軽減のための工夫やレポート提出などの代替手段を設ける。 |
| 障がいにより文字の読み書きに時間がかかるなどのため、授業時間内に最後まで黒板を書き写すことが難しい生徒に対し、デジタルカメラやタブレット型端末等により、黒板の写真を撮影することや、ノートに書くことの代替としてのパソコン入力、ボイスレコーダーでの録音、動画撮影などのICT機器の利用を認める。 |
| 多くの人が集まる場が苦手で、集会や行事に参加することが難しい生徒に対し、集団から少し離れた場所で、本人に負担がないような場所に席を用意したり、聴覚過敏があるのであれば、イヤーマフを用いたりする。 |
| 咀嚼することが苦手で、通常の給食では喉につまらせてしまう生徒に対し、大きな食材を小さく切ったり、ミキサーで細かくしたりして、食べやすいサイズにする。 |
| 触覚が過敏なため、給食で使うステンレスの食器が使用できない生徒に対し、シリコン製やプラスチック製など、本人が受け入れやすい材質の食器を用いる。 |
| 聴覚が過敏なため、運動会のピストル音で動揺する可能性がある生徒に対し、ピストルではなく笛やブザー、手旗等でスタートの合図をする。 |
| 周囲の物音に敏感で集中することが難しい生徒に対し、教室内での耳栓使用や、別室移動ができるようにする。 |
| 色覚が敏感な生徒に対して、絵画の授業の際に、色味の薄い用紙や色鉛筆の使用ができるようにする。 |
| 集団に参加することが苦手だが、他の生徒とともに活動したいという希望のある生徒に対し、無理のないかたちで段階的に移行することとし、徐々に集団で行動する時間を増やす計画を立てる。 |
| 肢体不自由のある生徒に対し、体育の授業の際に、上・下肢の機能に応じてボール運動におけるボールの大きさや投げる距離を変えたり、走運動における走る距離を短くしたりする。 |
| 治療等のため学習できない期間が生じる生徒等に対し、ICT機器を活用したオンラインでの活動や、補講を行うなど、学習機会を確保する方法を工夫する。 |
| 理工系の実験で、実験の手順を守れなかったり、薬品を混同するなど、危険な状況が起きやすい生徒に対し、個別のティーチングアシスタント等を付けたり、個別の実験時間や自習課題を設定したりする。 |
| 障がいの特性や家庭の生活状況など個々の状況に応じて、バス送迎の出発時間について変更する。 |
| 学校の授業や実習での情報保障機器（補聴器、FMロジャー、UDトークなど）の使用や、障がい特性に応じた配慮を認める。 |
| 課題の提出を忘れてしまうなど、不注意の特性がある生徒に対して、全体への提出期限の指示に加え、個別にプリントを渡したり、ICT機器のリマインダー機能の利用を認めたりする。 |
| 慢性的な病気等のために他の生徒と同じような運動ができない場合、本人・保護者・主治医等と相談し、運動量を軽減したり、代替の運動や課題を用意したりする。 |
| 聴覚障がいがあるためにセミナーを聞くことが難しい生徒に対し、パソコンテイクの支援を行う。 |
| ● その他 |
| 学校や通学路の危険箇所を生徒本人や保護者等とともに確認し、障がいの特性に応じた配慮を図る。 |
| 指名音読の際、聴覚障がいや識字障がい、吃音のある生徒等に対する配慮として、本人の希望を確認した上で、代替的な活動を行う。 |
| 運動会や卒業式等各行事に参加できる工夫を障がいのある生徒本人や保護者とともに検討して実施する。 |
| 障がいのある生徒の学校生活における配慮について、教職員全体で共通認識できるように定期的に情報共有の機会を設定する。 |
| 車いすを利用しており介助が必要な保護者が、授業参観などで来校する際に、介助を希望する申出がある場合は、介助の対応や何らかの配慮をする。 |

※上記の事例は、あくまでも例示で、これらに限定されたものではありません。また、実施を求められた側に無制限の負担を求めるものではなく、過重な負担が求められる場合には、合理的配慮の不提供に該当しません。

**【参考】**

教育分野における合理的配慮の具体例については、下記を参考にすることが効果的です。

* インクルーシブ教育システム構築支援データベース　（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）

「合理的配慮」実践事例データベース（文部科学省の「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」において取り組まれている実践事例について検索するシステム）等を掲載しています。

<http://inclusive.nise.go.jp/>

* 特別支援教育教材ポータルサイト　（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）

特別支援教育の教材や支援機器、学校での実践事例を紹介しています。

<http://kyozai.nise.go.jp/>

* 障害のある学生への支援・配慮事例　（独立行政法人日本学生支援機構）

障がいのある学生に対し、全国の大学等が比較的最近実施した、支援・配慮事例を紹介しています。大学等の規模、設備、組織体制や実施支援・配慮ならびに実際の支援に至るまでの手続きなどの面で多様な事例を提供しています。

<https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/jirei/index.html>

* 教職員のための障害学生修学支援ガイド　（独立行政法人日本学生支援機構）

障がいのある学生の支援にあたり、支援の基本的な考え方や参考となる情報を掲載しており、障害者差別解消法の合理的配慮規定等が施行されることも考慮した内容となっています。

<https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/guide_kyouzai/guide/index.html>

※なお、これらに示されているもの以外は提供する必要がないということではなく、一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて決定されることが望まれます。

**【参考】**

* 地域支援整備事業  
  大阪府では、支援学校によるセンター的機能を活用し「地域支援整備事業」を実施しており、求めに応じて支援学校のリーディングスタッフが地域の小中学校等へ出向き、指導や研修講義を行ったり、訪問相談等に応じたりしております。ぜひ、ご活用ください。
* 「『ともに学び、ともに育つ』支援教育の視点を踏まえた学校づくり  
  　　～支援教育の視点を踏まえた学校経営のあり方について～」（大阪府教育庁　平成31年3月）  
  平成29・30年度の実践研究を踏まえ、上記研究冊子を作成しました。研究指定校による実践なども記載していますので、ご参照ください。  
  http://www.pref.osaka.lg.jp/shienkyoiku/shienkyouikunositen/index.html